

京都大学かるた会規約

第1章 総則

第1条 本かるた会は京都大学かるた会と称する。

2 本かるた会は一般社団法人全日本かるた協会に属する。

3 本かるた会は平成18年4月1日設立とする。

第2条 本かるた会は本部を会長宅に置く。

第3条 本かるた会の目的は次のとおりである。

- (1) 競技かるたを愛好し、その技術の研鑽と向上に励み、小倉百人一首を通じて広く親睦を深め、伝統文化の振興、発展に寄与する。
- (2) 各会員が会の運営に主体的・積極的に関わることにより、大学を卒業した会員が全国各地のかるた会でその経験を元に活躍し、ひいてはかるた会全体に還元できるよう、人材を育成する。

第4条 本かるた会の会員は下記のいずれかを満たすものに限る。

- (1) 京都大学の学部学生および大学院生。
- (2) その他会長が認める者。

第5条 本かるた会の年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わるものとする。

る。

第2章 入会および退会

第6条 第4条で定める者で入会手続きをした者は、その手続きの日より本かるた会員となる。

2 他会から転籍する者については、従前の所属会からの転出の承認を得た後、本かるた会への入会手続きを行うこととする。

3 会員は毎年年会費を納めなければならない。年度途中から入会した者についても、年会費を納めなければならない。

4 年会費の額は、別にこれを定める。

第7条 会員の資格は下の事由によって消滅する。

(1) 退会

(2) 除名

第8条 退会を希望する場合はその旨を書面で会長に提出することが必要である。

2 他会への移籍により退会する者は、転出先の会からの承認を得て、移籍届を提出すること。

第9条 次の項目に該当するものは、役員会で審査の後、会長がこれを除名する。

(1) 毎年度末時点で会費が未納であり、督促があってもなお納めない者。

(2) 本かるた会の秩序を乱し、活動に障害を加えた者

第3章 総会

第10条 総会は本かるた会に関する重要事項を決議する最高機関であり、全会員で構成される。

第11条 総会は会員の半数以上の出席がなければ議決できない。（委任状含む）

第12条 定期総会は年2回、臨時総会は会長が必要と認めた場合、あるいは役員会で必要と認められた場合、あるいは会員の3分の1以上の要請があった場合召集される。

第13条 総会の議長は会長がこれを指名し、総会の冒頭において出席者の過半数の承認を得て決定する。

第14条 総会は出席者の過半数をもって議決される。ただし可否同数の場合は役員会において再審議し、決定する。

第4章 役員および役員会

第15条 本かるた会に、次の役員を置く。

会長、副会長、事務局長、会計、会計監査

2 会長が必要とする場合は総会において第14条に基づく承認を得て、新しい役員および部局を置くことができる。

第16条 第15条により定められた役員は、本かるた会の中核であることを自覚し、積極的な会の運営に努めなければならない。

第17条 役員会は役員および第15条第2項により規定された役員および部局の長により構成される。

第18条 役員会は会長が適宜開催することができる。また役員半数以上の要請があった場合も開催しなければならない。

第19条 役員会は役員の半数以上の参加がなければ開催できない。また出席者の3分の2をもって議決する。

第20条 役員は、緊急を要する事態の場合に限り、総会における会議を経ずして、運営することができる。ただし、後日開催される総会においてその報告および承認を得なければならない。

第21条 役員の様職は次の通りとする。役員の様職は次の通りとする。

会長（1名） 本かるた会の最高責任者として会を統括し、代表する。

副会長（1名） 本かるた会の学生の方任者として学生を代表する。また、会長を補佐し、必要な場合臨時で会長の職務を代行する。

事務局長（1名） 会の一般事務を統括する。

会計（1名） 会の会計事務を担当する。

会計監査（1名） 会計報告の際、会計の監査を行う。

全ての役員は兼任できないものとする。

第22条 役員の様任は毎年10月から翌年9月までの1年間とし、総会で出席者の過半数の

承認を得て、役員の再任もしくは離任および新任を決定する。

2 役員は、任期満了といえども、後任者の就任するまでは、その職務を遂行しなければならない。

第23条 役員は、年度の途中で交代は、臨時総会を召集し出席者の過半数の承認を得て決定される。

第24条 (削除)

第5章 会計

第25条 本会会の会計は、会計規程に定めるところによる。

第26条 (削除)

第27条 (削除)

第28条 (削除)

第6章 改正

第29条 本規約を改正する場合は、会長または会員の10分の1以上の発議があり、総会において出席者の3分の2以上の賛成を得る必要がある。

附則

この規約は平成18年4月1日から施行するものとする。

本部○○○○○○○辻村泰聡

事務局○○○○○○○持田貴子

平成18年4月1日施行

平成20年4月12日改正

平成26年4月5日改正